

社会福祉法人邦知会ハーモニー広沢
居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 邦知会が開設するハーモニー広沢居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保健施設との連携に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 ハーモニー広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目332-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- 二 主任介護支援専門員 1名以上
- 三 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

2 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から金曜までとする。ただし国民の休日（当日が日曜日と重複する場合は翌月曜日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保健施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会の居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 利用料等については、別表に定めるとおりとする。

費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市（旧桐生市）の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(苦情処理等)

第11条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等を受けるための窓口を設置するとともに、社会福祉法人邦知会苦情処理規程により必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施
- 二 事業所が整備した虐待防止のための指針の策定
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、指定居宅介護支援以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設け

るものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修

二 継続研修

2 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 第8条関係

利用料の額

内 容	金 額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額